新宿区自治基本条例区民検討会議 開催概要

第42回 平成22年 4月22日開催 午後6時30分から午後9時10分 人材育成センター研修室A

出席委員 別紙のとおり

学識経験者 牛山氏 検討連絡会議委員 針谷委員

事務局等 寺尾、徳永、武藤、井口、林、山岸、高山

傍聴者 1名

配布資料 【資料 1] 第29回検討連絡会議資料一式

【資料2】条例に盛り込むべき事項運営会案

【資料3】ワークショップまとめ整理案(行政)(議会)

【資料4】第40回ワークショップの各班まとめ 【資料5】第40回ワークショップの全体まとめ 【資料6】第41回ワークショップの各班まとめ 【資料7】第41回ワークショップの全体まとめ 【資料8】第41回区民検討会議開催概要

1 事務局からの連絡

区民検討会議検討経過報告書(平成21年度)(案)についての説明が行われた。(案)に対しての意見は、4月27日までに事務局へ申し出ることとなった。

2 第29回検討連絡会議の報告

区分 F:地域の基盤(地域自治)について、3 者案の調整を行った。その調整をもとに、作業チーム3に引き継ぐこととなった。

区分 B:区民の権利と責務について、作業チーム2から「骨子案検討シート」をもとに、区民の権利、区 民の責務について報告があった。

区民の権利について

・検討シートのとおり、骨子案に盛り込むべき事項が合意された。

区民の責務について

・検討シートのうち、「事業者、NPO などの団体は、地域社会と協調し、区の発展に寄与するよう努める。」については、保留となった。

今後の検討連絡会議等の進め方について

区民アンケートの概要について、以下のことが了承された。

- ・調査対象と調査規模については、新宿在住の満18歳以上の男女とし、新宿区住民基本台帳 および外国人登録データ(永住者および特別永住者)から無作為抽出で2500標本を抽出する。
- ・調査時期は、6月中に発送・回収を想定している。
- ・設問数は、20 問以下とする。ただし、回答者属性に関することは除く。

区民討議会について、以下のことが了承された。

- ・次回区民討議会は、6月19日(土)20日(日)とし、会場は区議会大会議室とする。
- ・当日の傍聴は、可能である。

3 全体討議の進め方について

検討項目3「行政の役割と責務」、検討項目4「(仮)行政の運営」、検討項目6「情報の共有」、検討項目16「税財政」の条例に盛り込むべき事項運営会案についての報告を行い、検討を行う。

4 運営会からの報告及び全体討議

臨時運営会(4月18日)で整理された運営会案、運営会合意事項、その他について報告され、それを もとに全体討議が行われた。

運営会からの報告及び全体討議の詳細は別紙のとおり。

全体討議で、以下のことが合意された。

区長について

·運営会案1,2,3、運営会案合意事項1が合意された。

行政の役割と責務について

- ・運営会案4は「「行政は、自らの判断と責任の下、区民が安心して豊かな生活を営めるよう努めなければならない」に修正の上、合意された。
- ·運営会案5,6が合意された。
- ・運営会合意事項2,3が合意された。
- ・運営会案7が合意された。ただし、運営会案7のうち、「学ぶ」は、「自治の担い手として、生涯に 亘り学ぶことを意味する」と覚書きに明示する。

行政組織について

- ・運営会案8は「行政は、区民の多様な行政需要および行政課題の変化に迅速に対応できるよう組織を整備しなければならない」に修正の上、合意された。
- ・運根会案9は「行政は、総合的かつ計画的な運営のため、互いに連携して行政機能が発揮できるよう組織編成を行わなければならない」に修正の上、合意された。
- ・運営会合意事項4が合意された。

職員の責務について

- ・運営会案10は、「職員は、職責を自覚し、自らの能力向上に努めなければならない」に修正の上、合意された。
- ・運営会案11は「職員は、法令等を遵守しなければならない」に修正の上、合意された。国の法律・命令に加え、条例や規則を含めることを明確にするため「法令等」とする。また、「法令等を遵守する」とは、法令及び条例・規則を形式的に守るということだけでなく、行為を立法趣旨から見た時の当・不当も含めて考えるべきという趣旨であることを覚書きに明示する。

行政運営の原則について

- ・運営会案12が合意された。
- ・運営会案13が合意された。ただし、運営会案13のうち、「最小の経費で最大の効果」とは、求める効果に対して適正な最小の経費との趣旨であることを覚書きに明示する。
- ・運営会案合意事項5,6が合意された。

説明責任と情報の共有

・この項目については、後日、検討することが合意された。

評価について

・運営会案14が合意された。ただし、条例に盛り込みたい事項に「客観的」という文言は入れないが、行政評価における客観性について覚書きに明示する。

参加と協働について

- ・運営会案15は、「行政は、政策の策定、実施、評価、見直しの過程において区民参加に基づいて行うよう努めなければならない」に修正の上、合意された。
- ・運営会案16は、次回に検討することとなった。
- ・運営会案17が合意された。

以上

第42回 委員出席簿 凡例: 出席、× 欠席

番号	氏名	フリカ゛ナ	42回 会議
1	高野 健	タカノ ケン	
2	津吹 一晴	ツブキ カズハル	×
3	黒川 孔晴	クロカワ ヨシハル	
4	野尻 信江	ノジリ ノブエ	
5	富井 敏弘	トミイ トシヒロ	
6	古澤 謙次	フルサワ ケンジ	×
7	和田 博文	ワダ ヒロブミ	
8	平岡 徹	ヒラオカ トオル	×
9	安田 明雄	ヤスダ アキオ	
10	城 克	ジョウ マサル	
11	斉藤 博	サイトウ ヒロシ	
12	森山 富夫	モリヤマ トミオ	
13	吉川 信一	ヨシカワ シンイチ	
14	樋口 蓉子	ヒグチ ヨウコ	
15	来栖 幹雄	クルス ミキオ	
16	山下 馨	ヤマシタ カオル	
17	徳永 久子	トクナガ ヒサコ	×
18	小林 辰男	コバヤシ タツオ	
19	竹内 妙子	タケウチ タエコ	
20	水谷 元啓	ミズタニ ユキヒロ	×
21	喜治 賢次	キジ ケンジ	×
22	犬竹 紀弘	イヌタケ トシヒロ	×
23	河村 寛二	カワムラ カンジ	
24	大友 敏郎	オオトモ トシロウ	×
25	田中 尚典	タナカ ナオノリ	
26	渡辺 翠	ワタナベ ミドリ	×
27	井上 愛美	イノウエ アイミ	
28	植木 康雄	ウエキ ヤスオ	×
29	今井 茂子	イマイ シゲコ	
30	中村 国敬	ナカムラ クニヒロ	
31	土屋 慶子	ツチヤ ケイコ	
32	三木 由希子	ミキ ユキコ	
参加者			22

全体討議の進め方説明

ファシリテーター 全体討議の進め方を説明します。【資料2】条例に盛り込むべき事項運営会案、 【資料3】ワークショップのまとめ 整理案、【資料5】第 40 回ワークショップ全体まとめ をご覧 下さい。【資料5】を【資料3】に整理した上で臨時運営会を行い、臨時運営会で運営会案とし てまとまったものが【資料2】です。

【資料2】条例に盛り込むべき事項運営会案 の項目ごとに運営会から報告をし、検討していきます。項目ごとに報告と検討を繰り返していきます。

運営会からの報告と全体討議

ファシリテーター では、「1.区長」について運営会案を報告して下さい。

高野委員【資料3】ワークショップのまとめ 整理案をご覧下さい。

区長の項目は4つの枠に分かれています。この1つの枠で1つの項目をつくっています。

最初の枠は、特別区の歴史を考えて、我々が選んだ区長であることから、「区民の信託を受けた区の代表として、区長を置く」という条文を提案します。2 つ目は「区長は、区民自治の理念を実現するため、公正で誠実に区政運営にあたる」です。

次の枠は、「区長は、職員の適切な指導監督、適正配置、人材育成に努める」です。

整理案の3つ目の枠は、説明責任と情報の共有に移動することになりました。

整理案の 4 つ目の枠にある「区民福祉」は、狭い福祉の意味ではなく、公共の福祉を意味するものです。また、「持続可能」はここでは入れないことを提案します。

さらに、運営会での合意事項として「区民の生活を守ることを念頭に置いて行政運営を行う」は、行政の役割と責務へ移動させることになりました。

ファシリテーター質問、意見はありますか。

- **委員** (3)に「区長は、職員の適切な指導監督、適正配置、人材育成に努める」とあるが、区長の 仕事には人、予算、公物の管理があるという意見が出ているが、そのことは議論されたか。
- **高野委員** その意見については、後に説明する「2.行政の役割と責務」に区分けされていて、そこで検討した。また、そこでの検討では必要ではないという結果になった。
- **委員**【資料3】ワークショップのまとめ 整理案 の4つ目の括りは合意事項になったのか。
- 高野委員 運営会としては、「2.行政の役割と責務」に移動したい。
- ファシリテーター 他にはありますか。

では、これで、合意とします。

では次に「2.行政の役割と責務」について運営会案の報告をお願いします。

高野委員 まず、「行政」の表現について「執行機関」とするか、「行政」とするかという問題があります。「行政」のほうが区民には親しみやすいと考えられるので、あえて「行政」と言うこととし、これには、区長部局だけでなく行政委員会を含みます。

運営会の1つ目の案は「行政は、区民が安心して豊かな生活を営めるよう、自らの判断と責任の下で努めなければならない」です。ここは「安全安心」よりも「安心して」の方が分かりやす

いということで「安心して」を使っています。

2 つ目は「行政は、区民のニーズに応じた公共サービスを提供するよう努めなければならない」です。行政が、公共需要だと思っていることが、本当に区民のためになっているかどうかを考えなければいけないということで、このようになりました。

3つ目は「行政は、基本構想を定め、その実現に向け、総合的、計画的な区政運営を行うよう努めなければならない」です。現行の制度では、基本構想のみ議会の議決が必要です。しかし、制度改革により、基本構想も議会の議決を経ずに策定できるようになることによって、ここで謳っておく必要があるのではないかということで入れました。また、「総合的、計画的な区政運営」についてですが、新宿区の総合計画は、基本計画と都市計画マスタープランで成り立っています。総務省のいう総合計画は基本構想、基本計画、実施計画の3層のことなので、これとは異なっています。また、「実現に向け」に関しては、社会状況などによって実現できなくなる場合もあるので、「実現」を入れてしまうと厳しくなるのではないかという意見もありました。また、人・予算・公物については、ここには盛り込まないことになりました。

「条例の策定にあたっては、区民・議会・区長等で必ず行う」については「8.参加と協働」へ 移動することになりました。

また、【資料3】ワークショップのまとめ 整理案の 行政の役割と責務の 7 つ目の枠にある「見える運営」は整理案の 説明責任と情報共有に移動することになりました。

ファシリテーター 今の報告に質問、意見はありますか。

委員 1 つ目の案に「豊かな生活」という文言があったが、どのような意味で「豊かな」なのか。

高野委員 制度だけではなく、精神的、物質的にも安心して暮らしていけるということだ。

委員 行政は計画については力を入れるが、成果・業務評価については欠けている。そのことを「実現に向け」という言葉で括って良いのか。

高野委員 行政評価については、【資料3】の整理案の 評価として1つ項目を設けている。そこで 検討したほうが良い。

委員 了解しました。

委員 先ほど、分かりやすいように「安全安心」ではなく「安心して」という文言を使うと説明された。しかし、「安全」と「安心」は違う。「安全」は外から見て危険ではないことである。「安心」は内面のことであり、人によって違う。よって「安全」と「安心」は一体で考えなければいけない。他の項目で「安全安心」は出てくるのか。出てこないならば、詰めて考えなければいけない。出てくるのであれば、そのとき検討したい。

高野委員 検討項目12は『安心安全』となっているので、そこで検討します。文面的に分かりやすいように「安心して」という表現にした。

委員 後で議論するのであれば、それで良い。

委員「努めなければならない」という表現の強さは、断定表現よりも弱いと思うが、どのように考えれば良いのか。

牛山教授 「努めなければならない」でなく、断定にすると、行政の義務になります。この場合、その

- 義務を果たしているかを、どのように測れば良いのかが難しいです。よって、努力義務を行政 に課しているということをご理解いただければと思います。
- **委員** では、(2) の「行政は、区民のニーズに応じた公共サービスを提供するよう努めなければならない」は、なぜ断定表現なのか。
- **牛山教授** 「区民のニーズに応じた」とあります。区民のニーズに応じたかどうかを測ることが難しいので、努力規定になっています。それが、違うという意見があれば出していただいて、議論することになります。
- **委員** (3) で「行政は、基本構想を定め、その実現に向け、総合的、計画的な区政運営を行うよう 努めなければならない」となっている。それについて説明があったがまだ理解できていない。 まず、基本構想が議会の議決が必要であることに関して、私は肯定的に捉えている。事実確 認として、制度改革により基本構想も議会の議決を経ずに策定できるということは、今言われ ているのか。また、敢えてここで謳っておくということは、議会の議決は必要でないと表現した いということなのか。議会の議決が必要であるならば、「行政が基本構想を定め」はおかしい のではないか。
- 牛山教授 まず、基本構想については義務ではなくなることが閣議決定されました。つまり、基本構想は議会の議決は必要ではなくなり、つくるかどうかも自治体に任せられることになります。計画的な行政運営が必要だということで、ワークショップの意見を踏まえた運営会の方々の提案だと思います。しかし、自治体は議会の議決事件でないことを、条例で定めて、議決事項に加えることができます。例えば、現行法では、都道府県の基本構想は、市町村と違って、議会の議決を必要としませんが、都道府県によっては条例で定め、総合計画を議決事件に加えています。そこは議会が決めることになると思います。このようなことを自治基本条例に書くことも不可能ではありませんが、自治基本条例の性格から考えると不適切のように感じます。基本構想について議会の議決が必要ではないということを言っているのではなく、今後の議会の審議で決まるということです。
- **委員** 「行政が基本構想を定め」と書くことは、議会の議決が必要ではないと言うことにならないのか。
- **牛山教授** 行政計画を定めるために、議会の議決が必要だと議会が判断すれば、入ってきます。
- 委員 議会が判断する前に自治基本条例に書くことが良いのか。
- 牛山教授 議会の議決に委ねる方がよいように思います。
- **委員** 行政計画には議会の承認が必要である。基本構想を議会で決めることと、承認することは大きく違う。
- **牛山教授** 都道府県の基本構想について、行政が定めて実行してきました。しかし、必要なところは、議会が条例で定めてきたということです。法律改正を受けて、新宿区議会が議会の議決を必要と考えるかどうかです。このように書いたとしても、議会の議決を必要としないと決めつけたわけではありません。
- **委員** 先程の委員の意見は非常に重要である。

- **牛山教授** 「行政は、区民が安心して豊かな生活を営めるよう、自らの判断と責任の下で努めなければならない」とありますが、「行政は、自らの判断と責任の下、区民が安心して豊かな生活を営めるよう努めなければならない」の方が良いと思います。
- ファシリテーター (1)は「行政は、自らの判断と責任の下、区民が安心して豊かな生活を営めるよう 努めなければならない」でよろしいですか。

では、(1)は合意とします。

先程の報告で(4)の説明がありませんでした。報告よろしくお願いします。

- **高野委員** 行政の役割と責務の(4)について報告します。「行政は、区民が学ぶ機会と場を保障するよう努めなければならない」となっています。この場合の「学ぶ」は、「自治」を学ぶことを意味しています。それから、学ぶ主体は区民であって、行政はその補佐をするというスタンスということを意味して、このような条文にしました。
- ファシリテーター (4)について質問、意見はありますか。
- **委員** この場合の「学ぶ」は、「自治」を学ぶことを意味することは、説明書きがないと、そのように読めないと思う。
- **高野委員** これは覚え書きとして書いた。これを書いたことにより、分かりにくくなったのであれば、 削除するということも議論していただきたい。
- **牛山教授** 条文を読むと「学ぶ」は自治を学ぶという意味だけではなく、一般的な教育を含めて学ぶことだと解釈できるように見えます。自治を学ぶことだけを意味すると皆さんが考えるのであれば、そのように覚え書きに書けば良いのでは。より広範囲のことを意味するのであれば、「一般的教育のほかに自治を学ぶことを含む」という内容の表現にするのが良いと思います。どのように皆さんが考えるかによって書きぶりが変わってきます。
- **委員** 検討連絡会議で学ぶ権利について議論し、「区民は、自治の担い手として、生涯にわたり (亘り)学ぶ権利を有する。」ということになった。ここは、自治の担い手として自治を学ぶことと、 学校教育から生涯学習など生きていく限りずっと学び続けるという意味が含まれている。ここ も、そういう意味でいうならば、広い意味で「学ぶ」を考えることを覚え書きに書いてほしい。
- ファシリテーター 条文はよろしいでしょうか。では、検討連絡会議の案に合った趣旨ということでよるしいですか。では、覚書きとして、この場合の「学ぶ」は、「自治の担い手として、生涯に亘り学ぶことを意味する」ということでよろしいですか。

では、(4)は合意とします。

- 「2.行政の役割と責務」についてはこれでよろしいですか。
- **委員** (3)の「基本構想を定め」については、改廃も含めて考えて良いのか。そのような意味であれば、縛りをかけないと区長が4年ごとに変えてしまう可能性がある。
- **委員** ここはこのままにしておく。もし、ここだけ変えるということになれば、この条例全体を変えることになります。
- 牛山教授 基本構想を定めることに議会の議決が必要ではないことが問題だということですか。
- **委員** このような文言であれば、区長が勝手に基本構想を変えられるように思える。

- 牛山教授 法改正されれば、基本構想は首長の権限に属するので行政の判断で行えます。しかし、議会が条例で定めて議決事件に入れることが可能です。その条例が自治基本条例なのか、他の条例なのかという問題があります。皆さんがどうしても自治基本条例に入れたければ、可能です。しかし、議会の議決事件について、私は自治基本条例で書くことには、異論があります。自治基本条例は自治体の憲法として硬いものであり、議会のお考えによって、別に定めるべきだと思います。これは、行政が勝手に基本構想をつくってしまうという意味ではなく、行政がしっかりと行ってほしいという趣旨として、この条文を理解していただければと思います。
- **委員** 基本構想自体は行政が勝手につくれるのであれば、どこかで議会の議決を経るという縛りが 必要である。
- **牛山教授** もし議論するのであれば、議会のところで、議決事件を1つ増やすという規定は細かすぎるように思います。
- 事務局 先程の話ですが、「資料2」条例に盛り込むべき事項運営会案 の 4 ページに運営会案15として「行政は、計画の策定、実施、評価、見直しの過程において区民参加に基づき、政策を形成するよう努めなければならない」とあります。区民の参加を求めるのか、議会の議決を求めるのかは考え方によって違います。これは区民の参加ではなく、議会の議決が必要であるという考え方ですね。

委員 わかりました。

ファシリテーター 他に意見はありますか。

- **委員** 地方分権の流れの中で、受けとめる自治体の首長に権限を渡すのか、議会に渡すかは議 論の必要がある。
- ファシリテーター 「2.行政の役割と責務」については、これでよろしいですか。 では、この項目は、合意とします。

次に「3.行政組織」について運営会から報告をお願いします。

- **高野委員** (1)の「行政組織は、区民の多様な行政需要および行政課題の変化に迅速に対応できるよう整備しなければならない」となりました。
 - (2)は「行政組織は、総合的かつ計画的な運営のため、互いに連携して行政機能が発揮できるよう組織編成を行わなければならない」です。これは、行政組織は、縦割りであるので、横断的であってほしいという言葉で表そうと思いましたが、横断的ではわかりにくいこともあるので、このような文言にしました。

また、運営会の合意事項として「すぐやる課」は条例には盛り込まないことになりました。

ファシリテーター ここについて質問、意見はありますか。

- **委員** (1)の「行政組織は、区民の多様な行政需要および行政課題の変化に迅速に対応できるよう 整備しなければならない」は文章としておかしい。主語が「行政組織」で良いのだろうか。
- ファシリテーター 「行政は、区民の多様な行政需要および行政課題の変化に迅速に対応できるよう組織を整備しなければならない」ということでよろしいですか。
- **委員** 「行政需要」や「行政課題」の言葉の意味がよくわからない。 このような言葉はあるのか。 区民

が分かりにくいのではないか。

牛山教授 行政に対する区民の需要であり、それらについての課題とご理解下さい。言葉については分かりにくいということなので、分かりやすい言葉を検討することでいかがですか。

委員 需要なのか課題なのかということは行政が判断するということなのか。

牛山教授 行政に対する住民、区民がもっている需要のこと抽象的に言っております。

委員 私は、行政が住民の需要や課題を判断するから組織を整備するのかということなのでないか。 区民のニーズを行政が認識して判断するということではないのか。

牛山教授 区民の需要を、行政が理解しなさいということですね。

委員 そうである。

牛山教授 先程と同じように、(2)の主語である「行政組織」の「組織」は必要ないと思います。

ファシリテーター 「行政は、総合的かつ計画的な運営のため、互いに連携して行政機能が発揮できるよう組織編成を行わなければならない」でよろしいですか。

委員 (2)は組織編成のことを書いているので、(1)は、変化に迅速に対応するべきということを書くのであり、組織の整備を書く必要はないのではないか。

牛山教授 そのように書くと、(1)は行政の役割と責務の項目に入ります。皆さんがグループワークで出された意見としては、「迅速な対応をする組織を置くこと」だったので、このように書かれています。

委員 組織の整備と、組織の編成の違いが分かりにくい。組織の編成は組織の整備の一部なので、 組織の整備にあたっては、縦割りではなく、横の連携をしなければならないという趣旨のほう が分かりやすいと思う。

委員 主語を「組織編成」にするということか。

牛山教授 (1)は対応の仕方などの組織の行動原理についてで、(2)は縦割り是正についてです。

委員 「互いに」は誰と誰のことを指しているのか。

牛山教授 行政の組織同士のことです。

ファシリテーター 他にはありますか。

では、合意とします。

次に「4.職員の責務」に移ります。まずは、運営会案の報告をお願いします。

- 高野委員 ここの意見にあった「自らの判断と責任の下」については、先程の に盛り込むことになりました。次に、網掛けの「職員の(外部評価)」、「第三者による人事評価」、「人事評価における飛び級の導入」については整理案の に移動することになりました。また、網掛けの「透明な行政」も整理案の に移動することになりました。よって、ここでは「職員の研修」について考えています。
 - (1)は「職員は、自らの能力向上に努めなければならない」となっています。
 - (2)は「職員は、法令を遵守しなければならない」と書いています。法令遵守とはコンプライアンス(違法行為をしない)という意味です。違法行為の対象は民法や刑法など日常生活上守らなければならないものであり、法、条例の解釈を固くするという意味ではないです。また、 運

営原則より移動してきた意見として、職員ひとりひとりの課題であるためという意見が反映され、 職員は法令を順守しなくてはならないということから、このような内容になっています。

- ファシリテーター 今の報告について意見や質問はありますか。
- **委員** この「法令」は法令と条例なのか。法律と自治体の法律である条例を含む「法令等」した方が 良いのでないか。

また、コンプライアンスを広く捉える考え方もある。本来の立場からして従うべきものとして捉える考え方もある。自治体の職員として従うべきものというニュアンスも入るような表現にしたい。 具体的に書くことは難しいので、覚え書きで、法令等の判断基準だけではないことを書いてほしい。

- **牛山教授** 運営会ではこのことを書くと、条例の解釈を硬くしてしまうという危惧が多く出ました。そのような趣旨ではないということで、【資料2】条例に盛り込むべき事項運営会案 には説明が書かれています。今の意見のように書きぶりを変えるということで良いと思います。
- **委員** 新宿区の職員の行動責務については、具体的に職員のルールとして書かれている。そのようなことも含めてコンプライアンスと言う。企業も社内コンプライアンスの1つになっている。そのような理解で考えるとここじゃ幅広く捉えていると思う。
- ファシリテーター (2)については「職員は、法令等を遵守しなければならない」することでよろしいですか。では、「4.職員の責務」については、これでよろしいですか。
 では、合意とします。

次に「5.行政運営の原則」に移ります。では、運営会案の報告をお願いします。

- **高野委員** (1)は「行政運営は、公平で公正なものでなければならない」として提案します。
 - (2)は「行政運営は、最小の経費で最大の効果をあげるものでなければない」となりました。 その他には合意事項として、「区民からの提案を保障する 報告する 評価(外部だけではなく、区民からの評価) = 場づくり」は、整理案の 参加・協働に移動することがあげられました。また、「行政の運営を外部団体に丸投げはしない」と「全員協議会の推進」は条例には盛り込まないということになりました。
- ファシリテーター 今の報告について意見や質問はありますか。
- **委員**「最小の経費」とはどのような意味か。最小の経費と言っても色々な問題がある場合がある。 なぜ「適正な経費」ではなく、「最小の経費」にした理由はなにか。
- **委員** 費用対効果の発想である。民間企業であれば、当然の発想であり、行政にもこの感覚を入れることにした。この言葉自体は地方自治法に書いてあるので良いと思う。
- **牛山教授** 運営会では、「行政運営は効率的でなければならない」という条文について考えました。 しかし「効率的」では分かりにくく、先程のお話しのような危惧が起きやすいと思います。ある 効果に対しての最小経費と考えればよいと思います。
- **委員** 「合理化」も「効率的」も主観的な意味なので、危険だと思う。しかし、先程の危惧の趣旨ではないということが確認され、どこかで説明されれば、それで良いと思う。
- ファシリテーター 覚書きに書くということでよろしいですね。他に意見はありますか。

委員 行政と議会が対立した場合、住民に迷惑がかかる。行政として調整すべき責務を考えたい。 議会と行政を調整するための協議会のような制度が必要であると考える。

牛山教授 それは政治的な調整の話で、行政運営の中に位置づけることは難しいと思います。

委員 区長と議会が対立したときに、調整する機関はないので、最終的に住民が判断する。政治 家同士の対立なので、解散や住民投票などが生じる。

牛山教授 そうした政治についての調整について、行政の項目に入れることは難しいと思います。 ファシリテーター そのことは条例には盛り込まないということでよろしいですか。

「5.行政運営の原則」について他に意見はありますか。 では、合意とします。

「6.説明責任と情報の共有」については後日検討するということで、次に「7.評価」に移ります。まず、運営会案の報告をお願いします。

高野委員 ここは「行政は、行政評価を行い、その結果を公表し、施策に反映しなければならない」という条文を提案します。運営会では、ここでは、「客観的」にこだわりたいという意見が出ました。また、P D C AのサイクルのAについても条文に入れたいと言う意見があり、「施策に反映」としました。人事評価については、ここには入れないということで提案します。

ファシリテーター 今の案について意見や質問はありますか。

委員 行政評価は誰がするのか。

牛山教授 それは幾つかあると思います。内部評価も外部評価もありえます。ここでは、それらを含めて行政評価をするということです。詳細については、おそら〈条例委任することになると思います。ここでは、両方の意味が入ると思います。

委員 この文面には第三者という意味も入るのか。

牛山教授 広〈捉えれば、第三者も入ります。

委員 「客観的に」はどのように入れるつもりなのか。

委員 内部評価の場合、自分たちのことを評価するときに主観的になりがちだと思う。そこで「客観的」という言葉を入れたい。

委員 外部評価という言葉とは違うのか。

委員 外部評価についても、分野ごとに外部評価を行っている。そのときに、客観性が保たれているかは難しい。

委員「客観的」にこだわるのであれば、評価委員会を設置するべきだと思う。この条文だと、行政が自分たちのことを評価するように聞こえる。評価委員会を設置することを明記するのが良い。

牛山教授 そうすると、自治基本条例の中に、設置する委員会が幾つも出来る可能性があります。 自治基本条例で設置を根拠付ける委員会が多くあることはよいことでしょうか。例えば、条例 委任することにして、その覚え書きとして、想定していることを書くことしかできないように思え ますが、いかがでしょうか。

委員 区が出した「外部評価結果を踏まえた区の取り組み」の冒頭に、内部評価、外部評価、総合

判断の順で行われると書かれている。これがチェックにあたる。また、PDCAについても図示されている。

- **委員** 内部評価の結果から外部評価を行う。そこでは、完璧な外部評価ができているかと言うと、 そうではない。よって「客観的」などの強調する言葉を入れて、それ以上は条例委任が良いと 思う。
- **委員** 覚書きに「行政評価には内部評価と外部評価があり、客観的にこだわりたい」と書けば、分かりやすい。
- **委員** 何のための行政評価かを書きたい。例えば、「行政は適正な行政運営をするために行政評価をする」などである。そこで、「適正な」によって「客観的」という意味を付与することができる。
- **牛山教授** 外部評価委員会については、設置条例があるだけで、行政評価についての条例はありません。新宿区の自治基本条例として設置根拠になる条文を考えていただきたいです。また、「評価」には客観的という意味があるので、条例に書く必要はないと思います。
- ファシリテーター「適正な行政運営」とする提案がありましたが、いかがですか。
- **委員**「適正」とは何かという問題になる。
- **委員** どのように実施するかまで、この条例に書くことは難しい。覚え書きとして、明確に「客観的」という意味の趣旨を書けば良いと思う
- **委員** 行政のデータから評価をするときに「客観的」を担保できるのかが問題である。様々なデータから客観的に評価をしてほしい。しかし、そこまで行っているのであれば、「客観的」にこだわる必要はない。
- ファシリテーター 「客観的」は条文には書かなくても良いが、覚書きとして残すということでよろしいですか。

では、合意とします。

次に「8.参加と協働」に移ります。まず運営会案の報告をお願いします。

高野委員 (1)が政策過程について、(2)が協働について、(3)が制度についてです。

(1)は「行政は、計画の策定、実施、評価、見直しの過程において区民参加に基づき、政策を形成するよう努めなければならない」なりました。論点としては、どういう段階で参加するのかについて、明記する必要があること、P D C A のサイクルの全ての段階で参加、協働が行われなければならないことがあげられました。

運営会としては、「住民投票条例の策定には区民参加で行いたい」と考えますが、この件を 条例に盛り込むのは難しく、どのように担保するのかは保留とすることになりました。

次に、(2)の行政によるサービスの提供については、仮置きとして「行政は、地域課題の解決のために、区民との協働に努めなければない」としています。ここはさらに皆で協働について話し合う必要があり、運営会としても十分な議論が出来ていないと考えていますので、仮案をお知らせだけします。

次に(3)の参加、協働の制度については、「行政は、多様な方法を用いて、区民の意見を十

分聴くよう努めなければならない」となりました。これは、アンケートやパブリックコメントを含めての条文です。

このほか、合意事項として「住民自治の支援」は条例には盛り込まないと考えました。また、「区は地域自治の推進を支援しなければならない」は地域の基盤に移すということで考えています。

- ファシリテーター 仮置きのところ以外で質問や意見はありますか。
- **委員** (3)の「聴く」は話をきくという意味で、「聞く」にはきくことと、汲み取るという意味があると考えている。「聴く」だと話をきくだけのように感じてしまう。
- **委員** 私は、「聴く」が理解をし、よくきくという意味だと考えている。
- **牛山教授** この条文の趣旨は「多様な方法を用いて」にあるので、そのことについて議論していただければと思います。
- **委員** 多様な方法を用いて、区民の意見をきいて、そこでどのようにするかが重要である。
- **牛山教授** それは、(1)で区民参加に基づき行うということです。(3)はそのためのやり方についてです。
- **委員**「行政は区民の意見を十分聴くために、多様な方法を用いなければならない」などのようにしたほうが、強調される。
- **委員** 「聴く」をどうするか。聴く、聞く、またはひらがなのきくにするか。
- **委員** 区民の意見をきいた結果を区民に明らかにすることが重要である。
- **委員** 今の意見は説明責任と情報の共有で議論することだと思った。
- **委員** 「聴く」ではなく、「意見を吸い上げる」という表現はどうか。
- **委員** それだと、上下関係があるように感じてしまう。
- **委員** 「聴く」は行政が自らききにいくという姿勢を表している。
- **委員** (1)については、計画について区民参加をしなさいということなのか。市民参加条例などを見ると、計画だけではなく、行政側が作成する諸々のものを市民参加で行いなさいなど、広くとらえている。この条文だと、計画だけ区民参加をするように読めるので、計画の部分を政策に置き換えてはどうか。
- **委員** 今のご指摘のように政策に変えることで、仮置きにしておくことでよろしいですか。
- ファシリテーター そのように変えますと「行政は、政策の過程、実施、評価、見直しの過程において区民参加に基づき、政策を形成するよう努めなければならない」というふうに、政策という言葉が、連続しますがいかがいたしますか。
- 委員 牛山教授に質問ですが、企画策定と計画策定をどのように区別するのか。
- **牛山教授** ここは政策の策定が最も適切だと思います。そうすると、文末で「政策」が重複するので、「行政は、政策の策定、実施、評価、見直しの過程を、区民参加に基づいて行うよう努めなければならない」などのように文言を整理するべきだと思います。
- **委員** もう1つ質問があります。企業では、問題と課題は区別される。問題から課題が抽出され、課題は解決されなければならない。そして、具体的に政策や計画を策定する。課題抽出はどの

段階で行うのか。

牛山教授 それは最初の、政策の策定段階です。

委員 どの段階にも区民が入っていきたい。

ファシリテーター (1)は、「行政は、政策の策定、実施、評価、見直しの過程において区民参加に基づいて行うよう努めなければならない」でよろしいですか。

では、合意とします。(3)も合意です。(2)は次回議論します。

区切りがいいので、続きは次回にします。ほかに、何かありますか。

- **委員** 【資料2】条例に盛り込むべき事項運営会案 のP3に職員の責務がある。(1)を「職員は職責を自覚し、自らの能力向上に努めなければならない」とするのはいかがか。また、(1)と(2)の順番を変えたほうが良い。
- **委員** 職責とは、担当の仕事のことですか、それとも職員として、公務員としてのか。
- **委員** 区の職員としての職責です。
- **牛山教授** それは、法に基づく行政ということですよね。(2)はそのような意味ではありません。ご指摘の趣旨であれば、もう 1 条つくる必要があります。これは、社会的に言われている、違法行為の禁止の内容です。
- **委員** 牛山教授と同意見である。例えば、入札をすることは、法に基づく仕事である。しかし、談合は違法行為である。まずは法に沿った業務があって、次に違法行為をしてはならないということがついてくる。よって、先に能力向上などの条文があって、コンプライアンスの条文が後になる。(1)に「職員の職責」などが入るとより明確になって分かりやすいと思う。
- ファシリテーター 「職員は職責を自覚し、自らの能力向上に努めなければならない」はいかがですか.
- 委員 この議論は、後で遡って議論できるのか。
- 事務局 次回「6.説明責任と情報の共有」について、検討を行いますので、職員の責務として書 〈べきことがあれば、追加して議論します。
- ファシリテーター 順番は入れ替えないということでよろしいですか。

では、これで全体討議を終了します。